

令和4年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議概要

日 時：令和4年10月4日（火） 午前10時00分～

場 所：職員会館メルクス2階会議室

出席者：神原会長、岡委員、穴見委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員、藏守委員 以上8名

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、中島主査、金納主査、渡邊

議事の概要

1 諮問案件の審議

【諮問案件1】

「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について

- 1 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について
- 2 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【住民税非課税世帯等給付金プロジェクト】

実施機関：住民税非課税世帯等給付金プロジェクト（千代島主幹、橋本）

—資料をもとに住民税非課税世帯等給付金プロジェクトから説明—

（A委員）今回の目的外利用の利用元の臨時特別給付金業務のときは、どのように情報を取得したのか。

（実施機関）国が制度設計をして対象者の条件を設定し、その枠組みの中で非課税世帯やその個人情報を入手し、実施している。

（B委員）国から情報を入手したということか。

（実施機関）国が条件整備を行った上で、該当世帯を市の住基情報や課税情報から取得した。

（A委員）その際は審議会には諮問していたか。

（実施機関）目的外利用については、同様に審議会に諮問させていただいている。

（A委員）前回の給付金でも目的外利用で審議会に諮問しているということだが、今回の給付金もその入手元と同じ情報の目的外利用ではないのか。

（事務局）補足をさせていただく。どの情報を目的外利用するかということだが、実施機関から説明があったように、前回取得した情報を今回実施する給付金に目的外利用したいということである。大部分は大元の情報から変更がないと思われるが、

口座情報や住民の異動情報について、最新の情報を反映させているので、より直近の情報を目的外利用したいという趣旨の諮問である。

(C委員) もともとのデータを再度利用するという事ではないのか。

(事務局) A委員のご質問は、今回目的外利用しようとしている情報は以前の給付金で目的外利用した大元の情報ではないか、という趣旨だと理解している。確かに同じ情報について2回目の目的外利用をしているようにも見えるが、前回目的外利用した情報に実施機関で収集した情報を合わせて、口座情報などが変更になっているものもある。今回は、一度目的外利用をしたものに修正を加え、アップデートしたものを利用したいということである。

(A委員) 目的外利用とは、登録された業務の目的を超えての利用という前提があるが、前回諮問された業務が新たに登録されており、その業務の情報を今回目的外利用するという事によいか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

個人情報保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について

【総務部総務課】

実施機関：総務部総務課（陣内課長、吉本課長補佐、中島主査、金納主査）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

(会長) 諮問項目がいくつかあるので、一つずつ取り上げていきたいと思う。まずは、情報公開条例の改正に係る事項1の不開示情報について何かあるか。

(D委員) 今回行政機関匿名加工情報というものを不開示情報に追加するという事だが、事項4にある匿名加工情報は、政令で定める額の手数料を払えば入手できるという事のように見える。この2つの違いがよく分からない。

(実施機関) 令和5年度から匿名加工情報という制度が始まる。まず都道府県や政令市から制度運用を実施することになっているが、中核市以下の地方公共団体の実施は任意規定である。久留米市は匿名加工情報については、来年度からの運用は予定していない。したがって、事項4は匿名加工情報を利用したいという申出があった場合の手数料の事であるが、久留米市は実施しないので条例にも手数料を定めない。

不開示情報に匿名加工情報を加えるのは、久留米市では作成の予定はないが、先に実施される県や政令市で作られた匿名加工情報が情報共有される可能性があるためである。久留米市で作ったものでなくても、匿名加工情報を保有していた場合は、開示請求に対して開示しなければならない。事業者が、県や政令市で匿名加工情報を作成し、利用する際に支払う費用は数十万円になると推測されるが、加工した情報を久留米市が保有していた場合、開示請求によれば1枚10円程度というかなり

割安な価格で入手できることになる。制度の趣旨を踏まえ、開示請求では不開示にするという意図である。

(E委員) 新制度の施行時点では行政機関匿名加工情報の作成主体は他行政団体ということか。匿名加工情報手数料の規定なしというのは、久留米市として対応した場合という理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(E委員) 同様の表現で分かりにくい。名前が分かりやすいといいかとは思う。

(B委員) 将来的に匿名加工情報を提供するようになれば、個人情報保護条例の規定を改正することになるか。

(実施機関) 現時点では実施しないため手数料を定めないが、国の制度設計としては全国の自治体で実施したいということである。まずは、先行自治体の運用状況等について情報収集を行う。それを受け、数年後に開始することになると思われるので、その際は審議会に諮問をさせていただき、手数料を規定する条例改正を行う。

(B委員) 久留米市が作成した加工情報と他自治体から提供された情報と2つあると思うが、それは区別しないのか。

(実施機関) 久留米市が制度を開始するまでは、他自治体で作成したもののみになる。開始以降についても同様に不開示情報として運用させていただかないと、先ほどご説明したように、本来多額の費用を負担して入手する情報を情報公開制度であれば割安で入手出来てしまう。作成したのが久留米市であれ、他自治体であれ、区別なく不開示情報として運用させていただきたいと考えている。

(会長) 他になければ、個人情報保護条例の事項1及び情報保護条例の事項2の決定期限について何かあるか。

—質問や意見はなし。—

(会長) 個人情報保護条例の事項2の開示請求の手数料について何かあるか。

—質問や意見はなし。—

(会長) 個人情報保護条例の事項3及び情報公開条例の事項3の審査請求の手続について何かあるか。

—質問や意見はなし。—

(会長) 個人情報保護条例の事項4の匿名加工情報手数料について何かあるか。

(E委員) 久留米市では運用しないのに匿名加工情報手数料の項目が諮問事項に入っているのは、国の制度としては始まるからということか。

(実施機関) 原則、条例で定めることが必須の事項となっている。制度の運用は開始しないが、開始しないので手数料も徴収しないということについて、お諮りさせていただいている。

(会長) それでは個人情報保護条例の事項5の審議会について何かあるか。

(A委員) 法第129条に基づいた条例第11条により審議会が置かれるという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(A委員) 法律だと第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合とあり、条例では重要な事項とあるが、審議会には何を諮問するのか対応関係がよく分からない。

(実施機関) 改正法と改正条例で表現が違うが、改正法に基づく審議会の役割として、目的外利用やオンライン結合等の是非といった個別案件については審議会に諮問することはできない。しかし、先ほど申し上げた匿名加工情報を実施する場合のような制度に係る条例の改廃のときなどを重要な事項として整理しており、審議会から意見をいただく。その他、ガイドラインではより専門的な、例えばセキュリティ対策に関して、意見を聴く必要がある場合が想定されている。

また、いわゆるマイナンバーを取り扱う事務では特定個人情報保護評価書というものを作成している。その中で住民基本台帳や市民税に関する事務といった対象者の人数が多いものについて、評価書を作成又は改正するときの内容の検査を現行でも審議会にお諮りしている。これについては改正後も残ることになる。現行条例で言うと、第24条で審議会への諮問事項を規定している。第1号はオンライン結合等のような個別事項について、第2号が特定個人情報保護評価書についてであるが、来年度以降は第1号については諮問することはなくなり、第2号については継続して諮問することになる。

(A委員) ガイドラインに、法第166条に基づき個人情報保護委員会に意見を聴くことができる旨の記載がある。専門性を有する委員会に意見を聴くことができるから、審議会に諮問する必要はなくなるとあるが、個人情報保護委員会とはどういうもので、審議会との役割分担はどのようなものなのか。

(実施機関) 改正法は全国統一ルールで制度を運用していくという趣旨であり、個人情報保護委員会は、その元締めとして国に置かれ、監視や助言を行う。これまでオンライン結合等は審議会に個別に諮問していたが、来年度以降は個人情報保護委員会に対して、まず意見を求めるようになる。そのため、各自治体に置かれる審議会への諮問事項は減少するという想定になっている。

(会長) この他に質問や意見はないか。

—質問や意見はなし。—

(会長) その他全体を通して質問や意見はないか。

(F委員) 今年度の審議会はあと何回開催されることになりそうか。

(実施機関) 10月、1月に定例会を1回ずつの計2回の予定である。その他国の経済対策等に基づき、緊急に事業を実施する必要がある場合には個別案件が発生し、臨時会を開催する可能性もあるが、現在の予定は定例会の2回である。

(会長) 他になければこの諮問案件については承認とする。次回の審議会では今日の意見を踏まえて、答申案について再度審議したい。

2 その他

—次回開催日時について—